



平成 26 年 2 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 大場 典彦
(JASDAQ・コード 7918)
問い合わせ先 取締役 今井 将和
(TEL. 03-5155-6801)

第三者割当による優先株式発行、

資本金等の減少(「その他資本剰余金」の増加)、定款の一部変更

並びに臨時株主総会の開催について

当社は、本日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」という。）において、株式会社日本政策投資銀行を割当先として第三者割当の方法により新たに 10 億円の優先株式を発行すること、同時に資本金の額及び資本準備金の額を減少して「その他資本剰余金」へ振り替えることについて決議しましたので、お知らせいたします。

また、上記一連の取引を行うため、本取締役会において、平成 26 年 3 月 28 日に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）を開催し、新規優先株式の発行に伴う「定款一部変更の件」、「第三者割当による優先株式発行の件」及び「資本金の額及び資本準備金の額の減少の件」を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

今回、優先株式の新規発行を行う意図は、平成 25 年 5 月 15 日に発表した中期経営計画『Dynamic Challenge 500 ～新たな成長で、新たなステージへ～』に掲げた戦略方針「既存業態のブラッシュアップと新規出店の加速化」を支える財務基盤を強化するとともに、成長資金を確保することを狙いとしております。また、新規に発行する優先株式は割当先との合意により普通株式への転換事由が限定されており、将来的には早期買入消却を検討していく所存です。

記

I. 第三者割当による優先株式発行

新規の優先株式は「B種優先株式」（以下「本優先株式」という。）とし、新規出店又は店舗改装への投資により、当社における事業の安定的且つ長期的な成長、並びに普通株主に帰属する株主価値の向上を実現するための資金を確保するために発行いたします。本優先株式の発行総額は 10 億円であり、手取金の全額を新規出店投資及びリニューアル等の既存店改装投資に充当する予定です。

本優先株式の発行日は、平成 26 年 3 月 31 日であり、平成 26 年 3 月 28 日開催予定の本臨時株主総会における議案（「定款一部変更の件」、「第三者割当による優先株式発行の件」、「資本金の額及び資本準備金の額の減少の件」）の承認を条件としています。割当先は、株式会社日本政策投資銀行となります。

1. 本優先株式発行の概要

(1)	払込期日 (発行日)	平成26年3月31日
(2)	発行新株式数	B種優先株式 1,000株
(3)	発行価額 (払込金額)	1株につき1,000,000円
(4)	調達資金の額	1,000,000,000円
(5)	資本組入額	500,000,000円(1株につき500,000円)
(6)	当初転換価額	906円
(7)	優先配当	優先配当率 年率8.5% 優先配当金1株につき85,000円(※)
(8)	募集又は割当方法 (割当先)	株式会社日本政策投資銀行に対する第三者割当方式
(9)	募集時における 発行済株式数 (平成25年9月30日現在)	普通株式 24,329,600株 A種優先株式 2,400株
(10)	募集(発行)後における 発行済株式総数	普通株式 24,329,600株 A種優先株式 2,400株 B種優先株式 1,000株

(※) ただし、平成26年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするB種優先配当金の額は、1株につき、0円となります。

2. 第三者割当による本優先株式発行の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、平成25年4月に当社の創業事業である印刷事業を営む連結子会社であった株式会社暁印刷を売却し、外食専門の企業グループとなりました。外食マーケットにおいては、人口動態といった大きな動きの中で、需要構造や消費行動が常に変化し続けており、このような変化に対して機敏かつ的確な対応が求められます。当社は、たえず変化するお客様のニーズに対して、「顧客の心のニーズに応える新たな価値」という需要を創り出し続けることが使命であると考えております。

平成25年5月に発表した中期経営計画『Dynamic Challenge 500 ～新たな成長で、新たなステージへ～』は、既存業態について圧倒的な強みをもった業態に磨き上げつつ、そこから「顧客の心のニーズに応える新たな価値」を創り出し続ける組織に成長を遂げ、新たな「フードサービスのバリューリーダー」への脱皮を目指すものと位置づけております。

この計画においては、顧客価値の追求を業態政策の中心に据え、リニューアル・リモデル・リプレイスを実施し既存業態の競争力の強化を図りながら、5年間で180店舗の新規出店を行うことを戦略方針の一つとしております。実行のための組織体制の整備は順調に進捗しておりますが、さらにその実現性を高めていくため、中期的な成長を支える財務基盤を強化することが本優先株発行の目的であります。

(2) 本優先株式による資金調達を実施する理由

当社は、資金調達に向けて、借入やエクイティ・ファイナンス等の具体的な方法について様々な選択肢を検討してまいりました。平成25年3月31日時点で自己資本比率が18.7%、営業キャ

ッシュ・フロー対有利子負債比率が 7.0 といった水準にあることから、現時点での借入による資金調達は見送ることいたしました。一方で、A種優先株式の償還が平成 26 年 9 月 30 日より開始することにより自己資本の増強が必要という観点から、普通株式による公募増資及び第三者割当増資、並びに優先株式による第三者割当増資を検討してまいりました。

当社普通株式の株価水準や株式流動性に鑑みると、普通株式による公募増資では今回の発行予定額の確保に不確実性があり、また普通株式による第三者割当増資は、割当先や引受額といった検討のなかで実現可能性が低いと判断いたしました。こうしたなか、優先株式による第三者割当増資によれば、当社の現状を踏まえた条件を株式の内容に反映させやすいことに加え、現金償還を前提とした設計であれば、発行予定額の確保が見込めることから、優先株式による資金調達を採用いたしました。

本優先株式は、現金償還を前提とした設計となっており、普通株式を対価とする取得請求による普通株式の希薄化が極力抑制された内容であること、昨今のメザニンマーケットにおける調達環境を踏まえると、本優先株式の配当率が妥当な水準にあること、財務体質の強化により、今後の金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大等が見込まれること等から、当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

(3) 本優先株式発行による普通株式の希薄化について

本優先株式の内容として、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）は、当社に対し当社普通株式を対価として本優先株式の取得を請求することができる旨の規定が設けられており、当該請求に基づき当社普通株式の交付がなされた場合には、当社普通株式について一定の希薄化が生じることがあります。しかしながら、本優先株式については、将来の取得請求権行使による当社普通株式の増加（希薄化）を極力抑制するため、以下に掲げる措置を講じております。

また、以下の①に記載した措置により、取得請求権の行使により当社普通株式が交付されるのは、実質的に割当先による現金償還の請求に対して当社が応じられない場合等に限定されると考えております。

① 当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求の制約

割当先と本日付で締結した投資契約において、割当先による当社普通株式を対価とする取得請求権の行使に関しては、下記のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。

- I. 当社がその義務（下記（5）記載の投資契約における当社の義務。本（3）において同じ。）に違反した場合（但し、軽微な義務違反の場合には、一定期間に治癒されない場合に限る。）
- II. 当社が投資契約に定める表明保証（投資契約締結によりその他の契約の違反を生じさせる事項の不存在、割当先に対して開示している情報以外に財政状態に重大な悪影響を及ぼす事項の不存在、反社会的勢力との取引の不存在、その他第三者割当による株式の割当において一般的に行われる表明及び保証）に違反した場合（但し、軽微なものを除く。）
- III. 本優先株式に対する剰余金の配当が、連続する 2 事業年度を通じて一度も行われなかった場合
- IV. 下記（4）①、④乃至⑦記載の事由が発生した日から 6 ヶ月間が経過した場合

上記のとおり、割当先との投資契約上、当社が優先配当を継続し、且つ当該契約上の義務を履行している限り、割当先は原則として当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権に先立って現金償還の選択権が行使可能となります。また、本優先株主が現金償還を選択しない場合でも、下記③に記載のとおり、当社は本優先株式を早期に現金償還していくことを方針としております。

② 転換価額の下限の設定

当社普通株式を対価とする取得請求権に基づき当社が本優先株主に交付する当社普通株式の当初転換価額は 906 円であり、当初転換価額で取得請求権が行使された場合、1, 103, 752 株

(本優先株式発行前の発行済普通株式数の 4.54% (小数点以下第 3 位を四捨五入)) の普通株式が交付されます。当初転換価額は、平成 26 年 10 月 1 日以降、毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日において時価 (転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値 (気配表示を含む。)) の単純平均値 (終値のない日数を除く。) とし、その計算は円位未満小数第 2 位までを算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) に修正されますが、修正の下限は、当初転換価額の 50% (下限転換価額) となっております。そのため、仮に本優先株式の発行後に当社の株価が下落した場合であっても、転換価額の下限が一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることとなります。下限転換価額で取得請求権が行使された場合、2,207,505 株 (本優先株式発行前の発行済普通株式数の 9.07% (小数点以下第 3 位を四捨五入)) の普通株式が交付されます。

(注) 交付される普通株式の数については、優先配当金に未払が生じないと仮定して、当初の払込金額の総額を当初転換価額又は下限転換価額で除した数として算出しております。以下においても同様とします。

③ 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成 27 年 4 月 1 日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、本優先株主の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、金銭と引換えに本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされ、当社はその選択により金銭を対価として本優先株式を取得することが可能となっております。本優先株式の取得価額は、1 株当たりの払込金額に取得日までの累積未払 B 種優先配当金等の額 (但し、本優先株式の発行要項に従って計算されます。) を加えた金額となります。

当社は、平成 31 年 3 月を最終の目処として、早期に金銭を対価とする取得条項を行使していくことを目指しております。

④ 議決権

本優先株主は法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権を有さず、当社普通株式の議決権の希薄化に配慮した設計としております。

(4) 優先株主が保有する現金償還請求について

本優先株式に係る金銭を対価とする取得請求権は、割当先との投資契約において、下記のいずれかの事由に該当する場合に限り、その行使が可能とされています。なお、④から⑦の事由に該当する場合については、既存の A 種優先株主又はその関係会社が A 種優先株式を保有しているときには、平成 28 年 10 月 1 日までの期間については、その行使ができないものとされています。

- ① 本優先株式の発行日から 5 年が経過した場合
- ② 当社がその義務 (下記 (5) 記載の投資契約における当社の義務。本 (4) において同じ。) に違反した場合 (但し、軽微な義務違反の場合には、一定期間に治癒されない場合に限る。)
- ③ 当社が投資契約に定める表明保証 (投資契約締結によりその他の契約の違反を生じさせる事項の不存在、割当先に対して開示している情報以外に財政状態に重大な悪影響を及ぼす事項の不存在、反社会的勢力との取引の不存在、その他第三者割当による株式の割当において一般的に行われる表明及び保証) に違反した場合 (但し、軽微なものを除く。)
- ④ 事業年度の末日を基準として、(i) 本優先株式の取得価額の総額と残存する A 種優先株式の任意償還額 (当該事業年度に係る優先配当金の不足額についても含まれるものとして算定する額とする。) の総額の合計が、(ii) 当社の分配可能額から当該事業年度の末日を基準日として普通株式に対して支払われる予定の剰余金の配当額を控除した額を上回ることとなった場合
- ⑤ 当社の各事業年度末日及び第 2 四半期の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の金額が平成 25 年 3 月期比 80% の金額を下回った場合

- ⑥ 平成 26 年度 3 月期以降の各年度の決算期における連結経常損益が損失となった場合
 - ⑦ 当社の各事業年度末における連結のレバレッジ・レシオ（有利子負債合計額／（経常損益＋減価償却費（のれん償却費を含む）））の数値が 8.0 を超える場合
- (5) 割当先との投資契約における合意について

当社は、割当先との投資契約において、割当先による普通株式及び金銭を対価とする取得請求にそれぞれ制約を設けた上で、金銭を対価とする取得請求に対応する分配可能額を確保するための合理的な努力を行うものとしております。また、当社の財務的健全性を確保すること等を目的として、当社は割当先に対し主に次に掲げる事項を遵守することとしております。

- ① 当社グループの主たる事業を営むにあたり、必要な許可等を維持すること、並びに主たる事業内容を変更しないこと。
- ② 当社のグループ構成を維持し、割当先の事前承諾なしにグループ内以外の重要な組織再編を行わないこと、並びに減資、合併、事業譲渡及び重要な資産の譲渡等の重大な変更を行わないこと。
- ③ 当社は割当先の事前承諾なしに資本構成の重大な変更を自ら行わないこと。
- ④ 発行可能株式総数から発行済株式の総数を控除して得た数が、本優先株式の全てについて取得請求を行った場合に割当先が取得することとなる普通株式数を超えている状態を維持すること
- ⑤ 普通株式への配当後の分配可能額が本優先株式の払込金額の総額に累積未払 B 種優先配当金の総額（本優先株式の発行要項に従って計算される。）を加算した金額を下回るような剰余金の配当を行わないこと。
- ⑥ 法令及び投資契約に定める場合のほか、割当先の承諾なく自己株式の取得を行わないこと。
- ⑦ 当社は割当先の事前承諾なしに各事業年度末日における有利子負債残高が前事業年度末日の残高を上回るような借入又は社債の発行を行わないこと。

なお、割当先は、保有する本優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の承認を必要としております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	1,000 百万円
発行諸費用の概算額	90 百万円
差引手取概算額	910 百万円

※発行諸費用の概算額のうち主なものは、本優先株式の発行等に関するアドバイザーフィー等（83 百万円）、登録免許税、臨時株主総会開催費用です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本優先株式の発行により調達する資金は、全額を新規出店投資（備長扇屋等 20 店舗）及びリニューアル等の既存店改装投資（10 店舗）に充当する予定です。

(3) 調達する資金の支出予定時期

本優先株式の発行により調達する資金は、平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月に支出する予定です。
なお、調達資金を実際に支出するまでは銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式の発行により調達する資金を基にした新規出店又は店舗改装への投資により、当社における事業の安定的且つ長期的な成長、並びに普通株主に帰属する株主価値の向上を実現してまいりたいと考えております。

当該資金用途につきましては、企業価値の向上及び株主共同の利益に寄与するものと考えられることから、合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の優先配当率（8.5%※）、本優先株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況並びに本優先株式の流動性等を総合的に勘案の上、本優先株式の発行条件（割当先との投資契約における条件を含む。）は概ね合理的とされるレベルにあり、資金調達の方法として現時点において最良の選択肢と判断しております。

また、当社は、本優先株式の払込金額の決定に際して、第三者機関である野村証券株式会社に本優先株式の価格算定を依頼し、株式価値算定書を受領いたしました。なお、野村証券株式会社は、本優先株式の価格算定にあたって、当社普通株式の株価、当該株価のボラティリティ、当社の信用リスク、資産状態、収益状況、優先配当率、取得請求権、取得条項等を考慮し、一般的な価格算定モデルを用いて価格算定を行っております。

本優先株式の払込金額は、上記株式価値算定書における評価額の範囲内であるため、本優先株式の払込金額は会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な考え方があり得ること等から、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本優先株式発行については、本臨時株主総会において、会社法第199条に基づく特別決議によるご承認を頂く予定です。

なお、本優先株式の当初転換価額は906円（本日の東京証券取引所における終値の105%）となります。本優先株式の転換価額は、平成26年10月1日以降、毎年4月1日と10月1日において時価（転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を四捨五入する。）に修正されますが、修正の下限は、当初転換価額の50%（下限転換価額）となっております。

※優先配当率を含む本優先株式の詳細につきましては、別添1の発行要項をご参照下さい。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、当初転換価額で取得請求権が行使された場合、1,103,752株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の4.54%（小数点以下第3位を四捨五入））、議決権数では11,037個（本優先株式発行前の総議決権数の4.54%（小数点以下第3位を四捨五入））の普通株式が交付され、下限転換価額（当初転換価額の50%）で取得請求権が行使された場合、2,207,505株（本優先株式発行前の発行済普通株式数の9.07%（小数点以下第3位を四捨五入））、議決権数では22,075個（本優先株式発行前の総議決権数の9.07%（小数点以下第3位を四捨五入））の普通株式が交付されます。なお、仮に、未払いの優先配当金が12年以上累積し、かつ、下限転換価額で取得請求権が行使された場合、希薄化率が25%以上となる可能性はありますが、割当先としては、基本的に、発行後5年経過時点で行使可能となる金銭を対価とする取得請求による現金償還を選択する方針と理解しております。

上記のとおり、本優先株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、

- ① 本優先株式の発行は、当社における継続的な新規出店及び店舗改装による安定的且つ長期的な成長の実現には必要不可欠であり、普通株主に帰属する株主価値の向上に資すると判断できること、及び
- ② 上記2.（3）に記載のとおり、本優先株式は、将来の取得請求権行使による当社普通株式

の増加（希薄化）を極力抑制するため、一部の例外を除いて、割当先が当社普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権を行使できるのは、当社が優先配当を継続し、且つ投資契約に違反がない限り、現金償還の選択権が行使可能となってから6ヶ月間が経過した場合等に限定されること、当初転換価額の修正について6ヶ月に1回の頻度とするとともに、適切な修正の下限を設定すること、当社はその分配可能額に応じて本優先株式を当社の選択により取得することが可能となっており、この場合には取得した本優先株式を消却することにより当該本優先株式に関して交付されうる普通株式が交付されないこと、法令に定めがある場合を除き本優先株式に議決権が付されていないことの措置が講じられており、当社普通株式の希薄化を一定程度抑制することが可能な設計となっていること、

により本優先株式の発行は、当社の普通株主の皆様にとっても合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

①	名 称	株式会社日本政策投資銀行		
②	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 橋本 徹		
④	事 業 内 容	金融保険業		
⑤	資 本 金	1兆2,069億5,300万円（全額政府出資）		
⑥	設 立 年 月 日	平成20年10月1日		
⑦	発 行 済 株 式 数	43,623,000株（平成25年3月末）		
⑧	決 算 期	3月		
⑨	従 業 員 数	1,168名（平成25年3月末）（連結）		
⑩	主 要 取 引 先	—		
⑪	主 要 取 引 銀 行	—		
⑫	大株主及び持株比率	財務大臣 100%		
⑬	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決 算 期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
	連結純資産(百万円)	2,409,995	2,461,065	2,538,576
	連結総資産(百万円)	14,845,213	15,579,881	16,248,712
	1株当たり連結純資産(円)	55,118.08	56,259.53	58,026.14
	連結経常収益(百万円)	345,189	318,775	340,098
	連結経常利益又は連結経常損失(△)(百万円)	95,015	99,213	115,621

連結当期純利益又は連結当期純損失 (△) (百万円)	101, 583	77, 313	71, 337
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△) (円)	2, 328. 63	1, 772. 27	1, 634. 96
1株当たり配当金(円)	1, 147	856	808

※なお、割当先、当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当先を選定した理由

フィナンシャル・アドバイザーとも相談の上で、同種の優先株式に係る投資実績や高い信用力のある割当候補先を検討する中で、当社グループの経営状況等についてご理解いただいております。当社グループの事業内容及び将来性を高くご評価いただいている株式会社日本政策投資銀行を割当先として選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

当社は、割当先が、本優先株式の取得を原則として中期投資として取り組む意向であり、本優先株式取得後は、本優先株式の発行要項等の定めに従い本優先株式を保有し、基本的に、現金対価とする取得請求による現金償還を選択する方針と理解しております。また、仮に、取得請求権の行使によって普通株式が交付された場合でも、交付された普通株式の売却等については、実務上対応可能な限り市場及び当社の財務状況等に配慮して実施されるものと認識しております。

なお、割当先は、保有する本優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の承認を必要としております。また、割当先からは、発行日から2年以内に本優先株式又は本優先株式の取得と引換えに交付される当社普通株式の譲渡を行った場合には、その内容を当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先が平成25年6月27日付で関東財務局長宛に提出している有価証券報告書に記載の貸借対照表に現金預け金154,564百万円（平成25年3月31日）と記載されており、割当先が本件第三者割当の払込みに要する資金を保有していることを確認しております。

7. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決 算 期	平成 23 年 3 月 期	平成 24 年 3 月 期	平成 25 年 3 月 期
連結売上高(百万円)	36, 802	29, 767	28, 348
連結営業利益(百万円)	595	1, 443	1, 484
連結経常利益(百万円)	387	1, 164	1, 069
連結当期純利益又は連結当期純損失 (△) (百万円)	△2, 234	△1, 419	958
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失 (△) (円)	△92. 00	△58. 36	39. 42
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産(円)	194. 87	34. 84	66. 43

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年9月30日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
普通株式	24,329,600株	100.00%
A種優先株式	2,400株	—%

※発行済株式数に対する比率は、普通株式に係る発行済株式数に対する比率につき小数点以下第3位を四捨五入し、記載しております。また、A種優先株式には普通株式への転換条項は付されておられません。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	1,065円	845円	860円
高値	1,089円	910円	892円
安値	763円	787円	678円
終値	825円	855円	838円

②最近6ヶ月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始値	843円	867円	840円	836円	858円	870円
高値	868円	886円	844円	857円	862円	879円
安値	842円	823円	830円	833円	837円	862円
終値	862円	840円	836円	852円	857円	872円

③発行決議日前営業日における株価

	平成26年2月5日現在
始値	864円
高値	870円
安値	860円
終値	861円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①ストック・オプションに係る新株予約権の発行

名称	第14回新株予約権	第15回新株予約権
発行期日	平成23年4月1日	平成24年4月1日
調達資金の額	2,500円	5,000円
募集時における発行済株式数	普通株式 24,317,200株	普通株式 24,319,700株 A種優先株式 2,400株
当該募集による潜在株式数	普通株式 2,500株	普通株式 5,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 普通株式 2,500株 未行使株式数 普通株式 0株	行使済株式数 普通株式 5,000株 未行使株式数 普通株式 0株
発行時における当初の資金使途	該当ありません。	該当ありません。
発行時における支出予定時期	該当ありません。	該当ありません。
現時点における充当状況	該当ありません。	該当ありません。

名称	第16回新株予約権
発行期日	平成25年4月1日
調達資金の額	4,900円
募集時における発行済株式数	普通株式 24,324,700株 A種優先株式 2,400株
当該募集による潜在株式数	普通株式 4,900株
現時点における行使状況	行使済株式数 普通株式 4,900株 未行使株式数 普通株式 0株
発行時における当初の資金使途	該当ありません。
発行時における支出予定時期	該当ありません。
現時点における充当状況	該当ありません。

②第三者割当増資（A種優先株式）

名称	A種優先株式
発行期日	平成23年9月30日
調達資金の額	2,400,000,000円（発行価額：1株につき1,000,000円）
募集時における発行済株式数	普通株式 24,319,700株
当該募集による発行株式数	A種優先株式 2,400株
募集後における発行済株式総数	普通株式 24,319,700株 A種優先株式 2,400株
割当先	アサヒビール株式会社
発行時における当初の資金使途	新規出店及びリニューアル等の既存店改修費用
発行時における支出予定時期	平成23年9月から平成26年9月
現時点における充当状況	当初の予定どおりに充当しております。

8. 今後の見通し

本優先株式の発行により、当社における継続的な新規出店又は店舗改装を可能とし、安定的且つ長期的な成長及び普通株主に帰属する株主価値の向上を実現していきます。

なお、本優先株式の発行が業績に与える影響は軽微であります。また、今期の業績予想については、本日別途公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

・企業行動規範上の手続きに関する事項

本優先株式の設計上、本優先株式の転換により交付される普通株式の数は、本優先株式の払込金額に未払いの優先配当を加えることにより計算される一定の金額（基準価額）を転換価額で除すことによって算出されるところ、本優先株式の発行当初においては、下限転換価額をベースに計算した場合であっても、希薄化率は9.07%となります。

これに対し、仮に、未払いの優先配当金が12年以上累積した場合において、下限転換価額により転換す

ると、希薄化率が25%以上となる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

基準価額の計算方法及び転換により交付される普通株式数の詳細については、別添1の発行要項をご参照ください。

9. 募集（発行）後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成25年9月30日現在）		募集（発行）後
横川紀夫	14.61%	同左
アサヒビール(株)	13.12%	
(株)J・M・T	8.52%	
(株)HSM	7.73%	
(株)W&E	7.71%	
(株)大光	4.93%	
NOMURA INTERNATIONAL PLC LONDON SECURITY LENDING （常任代理人 野村證券(株)）	3.51%	
(株)エム・ティ・ケイ	2.73%	
大関(株)	2.53%	
(株)エス・エイチ・コーポレーション	2.08%	

(2) A種優先株式

募集前	募集（発行）後
アサヒビール(株) 100%	同左

(3) B種優先株式

募集前	募集（発行）後
該当なし	(株)日本政策投資銀行 100%

II. 資本金等の減少（「その他資本剰余金」の増加）

1. 資本金の額及び資本準備金の額の一部減少の目的

早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。なお、資本金の額及び資本準備金の額の減少については、本優先株式の発行の効力が生じることを条件としています。

2. 資本金の額及び資本準備金の額の一部減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

1,669,680,800円

（内訳）本優先株式の発行による「増加する資本金の額」に相当する額 500,000,000円

上記以外の減少額 1,169,680,800円

（なお、本優先株式の払込金の払込と同時に資本金の額が500,000,000円増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は効力発生前の資本金の額より1,169,680,800円減少いたします。）

(2) 減少すべき資本準備金の額

102,006,550 円

(なお、本優先株式の払込金の払込と同時に資本準備金の額が 500,000,000 円増額いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額は効力発生前の資本準備金の額より 397,993,450 円増加いたします。)

(3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額を「その他資本剰余金」に振り替えます。

3. 資本金等の減少の日程

平成 26 年 2 月 21 日 (金)	債権者異議申述公告日 (予定)
平成 26 年 3 月 24 日 (月)	債権者異議申述最終期日 (予定)
平成 26 年 3 月 28 日 (金)	臨時株主総会決議 (予定)
平成 26 年 3 月 31 日 (月)	資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日 (予定)

4. 今後の見通し

資本金の額及び資本準備金の額の減少は、純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動はなく、また業績に与える影響もありません。

III. 定款の一部変更

1. 本優先株式発行に係る定款変更

(1) 定款変更の目的

上記 I. に記載のとおり、本優先株式の発行を可能とするために、本優先株式に関する定款規定を新設するものであります。このため、「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを本取締役会において決定いたしました。また、かかる定款変更を行うためには、普通株式の株主による種類株主総会及び A 種優先株式の株主による種類株主総会（本臨時株主総会と総称して、以下「本臨時株主総会等」という。）において同内容の議案が可決される必要があるため、本臨時株主総会と併せて、普通株式の株主による種類株主総会を招集し、「定款一部変更の件」を付議すること、及び、当該議案について A 種優先株式の株主による種類株主総会決議を行う旨の提案をすることを本取締役会において決定いたしました。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別添 2 のとおりです

IV. 本臨時株主総会の開催及び今後の日程

本臨時株主総会等において議決権を行使することのできる株主を確定するため、平成 26 年 2 月 21 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、議決権を行使することのできる株主といたします。詳細につきましては、本日付で公表しております「臨時株主総会及び種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照下さい。

本優先株式の新規発行並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少につきましては、本臨時株主総会等において議案の承認が得られることを条件としております。

平成 26 年 2 月 21 日 (金) 債権者異議申述公告日 (予定)
株主を確定するための基準日
平成 26 年 3 月 24 日 (月) 債権者異議申述最終期日 (予定)
平成 26 年 3 月 28 日 (金) 臨時株主総会
普通株主による種類株主総会
A種優先株主による種類株主総会決議 (書面決議)
定款変更 (新規優先株式に関する定めの新設) の効力発生日 (予定)
平成 26 年 3 月 31 日 (月) 本優先株式払込金の払込期日 (予定)
資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日 (予定)

以上

(別添1)

B 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称
株式会社ヴィア・ホールディングス B 種優先株式 (以下「B 種優先株式」という。)
2. 発行新株式数
1,000 株
3. 払込金額
1 株につき 1,000,000 円
4. 払込金額の総額
1,000,000,000 円
5. 増加する資本金に関する事項
増加する資本金の額は、500,000,000 円 (1 株につき 500,000 円) とする。
6. 増加する資本準備金に関する事項
増加する資本準備金の額は、500,000,000 円 (1 株につき 500,000 円) とする。
7. 払込期日
平成 26 年 3 月 31 日
8. 発行方法
第三者割当の方法により、株式会社日本政策投資銀行に全株を割り当てる。
9. 優先配当金
 - (1) B 種優先配当金
当社は、剰余金の配当 (9 月 30 日を基準日として行うものを除く。) を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株式を有する株主 (以下「B 種優先株主」という。) 又は B 種優先株式の登録株式質権者 (以下「B 種優先登録株式質権者」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、B 種優先株式 1 株につき本項第(2)号に定める額の剰余金 (以下「B 種優先配当金」という。) を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B 種優先配当金の全部又は一部の配当 (本項第(3)号に定める B 種優先累積未払配当金の配当を除き、B 種優先中間配当金 (本項第(5)号に定義する。以下同じ。) を含む。) がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。
 - (2) B 種優先配当金の額
B 種優先配当金の額は、1 株につき、85,000 円 (ただし、平成 26 年 3 月 31 日に終了する事業年度に属する日を基準日とする B 種優先配当金の額は、1 株につき、0 円) とする。
 - (3) 累積条項
ある事業年度に属する日を基準日として、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して支払う 1 株あたり剰余金の配当 (以下に定める B 種優先累積未払配当金の配当を除き、B 種優先中間配当金を含む。) の額の合計額が当該事業年度にかかる B 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日 (同日を含む。) 以降、実際に支払われた日 (同日を含む。) まで、年率 8.5% (以下「B 種優先配当率」という。) で 1 年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。累積した不足額 (以下「B 種優先累積未払配当金」という。) については、B 種優先配当金、B 種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して支払う。
 - (4) 非参加条項
B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、B 種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第

760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) B 種優先中間配当金

当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株につき当該基準日の属する事業年度における B 種優先配当金の額の 2 分の 1 に相当する額（1 円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B 種優先中間配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B 種優先配当金の全部又は一部の配当（B 種優先累積未払配当金の配当を除く。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

(6) 優先順位

A 種優先株式及び B 種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

10. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。

（基準価額算式）

1 株あたりの残余財産分配価額

$$= 1,000,000 \text{ 円} + \text{B 種優先累積未払配当金}$$

$$+ \text{前事業年度未払 B 種優先配当金} + \text{当事業年度未払優先配当金額}$$

上記算式における「B 種優先累積未払配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第 9 項第(3)号に従い計算される額とし、「前事業年度未払 B 種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本項において「前事業年度」という。）にかかる B 種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない B 種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかる B 種優先配当金の不足額（ただし、B 種優先累積未払配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払優先配当金額」は、1,000,000 円に B 種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業年度に属する日を基準日として、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に支払われた配当（B 種優先累積未払配当金及び前事業年度にかかる B 種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 3 位まで計算し、その小数第 3 位を四捨五入する。

B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(2) 優先順位

A 種優先株式及び B 種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

11. 議決権

B 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

12. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B 種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

13. 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当会社に対し、平成26年4月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当会社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得すると引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。B種優先株式1株あたりの取得価額は、第10項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第10項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

14. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、平成27年4月1日以降の日で、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分の方法による。

B種優先株式1株あたりの取得価額は、第10項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本項の取得価額を算出する場合は、第10項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当会社に対し、本項第(1)号に定める取得を請求することができる期間中、本項第(2)号に定める条件で、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成26年4月1日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

- ① 当会社は、B種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該B種優先株主の有するB種優先株式を取得すると引換えに、当該B種優先株主に対して、次に定める条件により当会社の普通株式を交付する（以下当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、B種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の第10項に定める基準価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

なお、上記の基準価額の算出においては、第10項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

② 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、906円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成26年10月1日以降の毎年4月1日及び10月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価に相当する金額（以下「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東

京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

- (a) 当社は、B 種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1 株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は 0 円とする。）、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は 0 円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b)(iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

- (b) 転換価額調整式により B 種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。
- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各 B 種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

③ 取得請求受付場所

東京都文京区関口一丁目 43 番 5 号
株式会社ヴィア・ホールディングス

④ 取得の効力発生

取得請求書が上記③に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当会社は、B 種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株

主となる。

16. 譲渡制限

譲渡による B 種優先株式の取得については、当会社取締役会の承認を要する。

17. 単元株式数

B 種優先株式の単元株式数は 1 株とする。

(別添2)

定款一部変更の件 (B種優先株式に関する定めの新設)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は80,000,000株とする。</p> <p>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式80,000,000株 A種優先株式2,400株</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の1単元の株式の数は100株とし、A種優先株式の1単元の株式の数は1株とする。</p> <p>第2章の2 優先株式 (条文省略)</p> <p><新 設></p>	<p>(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は80,000,000株とする。</p> <p>② 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>普通株式80,000,000株 A種優先株式2,400株 <u>B種優先株式1,000株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式の1単元の株式の数は100株とし、<u>A種優先株式およびB種優先株式</u>の1単元の株式の数は1株とする。</p> <p>第2章の2 <u>A種優先株式</u> (条文省略)</p> <p>第2章の3 <u>B種優先株式</u> (優先配当金)</p> <p>第11条の9 <u>当社は、剰余金の配当(9月30日を基準日として行うものを除く。)を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金(以下「B種優先配当金」という。)を配当する。ただし、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当(本条第3項に定めるB種優先累積未払配当金の配当を除き、B種優先中間配当金(本条第5項に定義する。以下同じ。)を含む。)がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。</u></p> <p>(優先配当金の額)</p> <p>② <u>B種優先配当金の額は、1株につき、85,000円(ただし、平成26年3月31日に終了する事業年度に属する日を基準日とするB種</u></p>

優先配当金の額は、1株につき、0円)とする。

(累積条項)

③ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたり剰余金の配当(以下に定めるB種優先累積未払配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。)の額の合計額が当該事業年度にかかるB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、年率8.5%(以下「B種優先配当率」という。)で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。累積した不足額(以下「B種優先累積未払配当金」という。)については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。

(非参加条項)

④B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(優先中間配当金)

⑤当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額(1円に満たない金額は切り上げる。)(以下「B種優先中間配当金」という。)を配当する。ただ

し、当該配当にかかる基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当（B種優先累積未払配当金の配当を除く。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

(優先順位)

⑥A種優先株式及びB種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、同順位とする。

(残余財産の分配)

第11条の10 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下、本章において「基準価額」という。）を支払う。

(基準価額算式)

1株あたりの残余財産分配価額

=1,000,000円+B種優先累積未払配当金
+前事業年度未払B種優先配当金
+当事業年度未払優先配当金額

上記算式における「B種優先累積未払配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下、本章において「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第11条の9第3項に従い計算される額とし、

「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下、本条において「前事業年度」という。）にかかるB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度にかかるB種優先配当金の不足額（ただし、B種優先累積未払配当金に含まれる場合を除く。）とし、

また、「当事業年度未払優先配当金額」は、1,000,000円にB種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間に実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に、当該事業

年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に支払われた配当（B種優先累積未払配当金及び前事業年度にかかるB種優先配当金の配当を除く。）がある場合における当該配当の金額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

（非参加条項）

②B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。

（優先順位）

③A種優先株式及びB種優先株式の残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

（議決権）

第11条の11 B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

第11条の12 当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

（金銭を対価とする取得請求権）

第11条の13 B種優先株主は、当社に対し、平成26年4月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下、本章において「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の

方法により決定する。B種優先株式 1 株あたりの取得価額は、第 11 条の 10 第 1 項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第 11 条の 10 第 1 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(金銭を対価とする取得条項)

第 11 条の 14 当社は、平成 27 年 4 月 1 日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本章において当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分の方法による。

B種優先株式 1 株あたりの取得価額は、第 11 条の 10 第 1 項に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第 11 条の 10 第 1 項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 11 条の 15 B種優先株主は、当社に対し、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、下記(2)に定める条件で、普通株式を対価としてB種優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成 26 年 4 月 1 日以降

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

1) 当社は、B種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該B種優先株主の有するB種優先株式を取得するのと引換えに、当該B種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する（以下、本章において当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、B種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法 167 条第 3 項に定める金銭による調整は行

わない。

取得と引換え
に交付すべき
普通株式数
$$= \frac{\text{(B種優先株主が取得を請求したB種優先株式の第11条の10第1項に定める基準価額の総額)} \div \text{転換価額}}{\text{普通株式数}}$$

なお、上記の基準価額の算出においては、第11条の10第1項に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「普通株式対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

2) 転換価額

イ 当初転換価額

当初転換価額は、906円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成26年10月1日以降の毎年4月1日及び10月1日（以下、本章においてそれぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価に相当する金額（以下、本章において「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下、本章において「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

- (a) 当社は、B種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本章において「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換

価額を含む。)を調整する。

$$\text{調整後 転換 価額} = \frac{\text{調整前 転換 価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{1}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。)、下記(b)(ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は取得請求権付株式等(下記(b)(iii)に定義する。)の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額(時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に

際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b)(iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、本章において同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であつて、その取得と引換えに下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取

得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下、本章において「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(i) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換

	<p><u>価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(ii) <u>転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</u></p> <p>(iii) <u>その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</u></p> <p>(e) <u>転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>(f) <u>上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各B種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</u></p> <p>3) <u>取得請求受付場所</u> <u>東京都文京区関口一丁目 43 番 5 号</u> <u>株式会社ヴィア・ホールディングス</u></p> <p>4) <u>取得の効力発生</u> <u>取得請求書が上記 3)に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社は、B種優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第 11 条の 16 譲渡による B 種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。</u></p>
--	--